

(別添)

岩手県・宮城県における災害廃棄物推計量の見直しについて

平成 24 年 5 月 21 日

三重県廃棄物対策局

1 両県における見直しの背景

災害廃棄物の一次仮置場への搬入がほぼ完了し、解体が必要な被災家屋の見込みが明らかになったこと
海に流出した災害廃棄物の引き揚げの見込みが明らかになったこと
広域処理の具体化にあたり、より詳細な種類別の推計量の精査が必要となったこと

2 見直し前後の災害廃棄物推計量

(単位：万 t)

被災県	全体推計量		広域処理推計量	
	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後
岩手県	480	530	57	120
宮城県	1,570	1,150	344	127
福島県	208	208		
合計	2,258	1,888	401	247

宮城県の推計量は、沿岸 15 市町の発生量の推計

3 増減の要因

(1) 岩手県

不燃混合物中に混入していた津波堆積物を計上
海から引き揚げられた災害廃棄物を計上
これまで解体の要否が不確定だった大型建築物等を計上

(2) 宮城県

解体と推計していた家屋等の相当数が海に流出したと見込まれること
解体せずに補修する家屋等が相当数生じていること
当初、県への処理委託が見込まれていたもののうち、市町の独自処理で既に処理済となっている場合があること

4 見直しを受けての今後の対応

本日(5月21日)、岩手県、宮城県から環境省に対し、災害廃棄物推計量の見直し結果が報告されるとともに、引き続き広域処理の調整に関する要望がなされました。環境省は、この要望を受け、本日(5月21日)付けで、全国の都道府県・政令市に対し、引き続き広域処理への協力を求める文書要請を行ないました。

三重県では、この国からの要請を受け、引き続き県内市町と連携して広域処理の取組をスピード感を持って進めていきます。